

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年一月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

#### 一 許可番号

平成二十八年十二月二十一日

指令川建セ第二八〇〇三九一号

#### 二 検査済証番号

平成二十九年一月四日

川建セ第二八〇〇六〇号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字東谷ツ四千三百五十一番九、四千三百五十一番

十一、四千三百五十一番十九、四千三百五十一番二十

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市旭町一丁目十九番地三十六(フラットⅠ-二〇二号室)

齋藤 紀裕